

区等を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区ほか

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)7月 1日 東京地方裁判所に訴えの提起

17日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、被告中野区（以下「被告区」という。）が旧法務省矯正研修所等解体工事（以下「本件工事」という。）を被告株式会社丸利根アベックス（以下「被告会社」という。）に注文して実施させたことにより、原告が所有している建物（以下「本件建物」という。）等に損傷が生じたと主張し、被告らに対し、連帯して3,372万1,985円の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告らは、連帯して、原告に対し、金3,372万1,985円及びこれに対する令和5年9月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

被告区が本件工事を被告会社に注文し、被告会社が本件工事を実施したところ、本件建物等にひび割れ等の損傷が生じた。被告会社は、近隣の本件建物等が損傷しないように工事すべき注意義務を怠って本件建物等に損傷を与えたので、その損害を賠償すべき責任を負い、被告区は、被告会社に本件工事を実施させるに当たり本件建物を損傷しないように実施させるべきであり、また、被告会社に対し指図・監督して本件工事を実施させたのであるから、注文主である被告区にも原告に対しその損害を賠償すべき責任がある。